

# 会計監査人の設置義務拡大へ向けた対応

## 1 現状

### (1) 根拠法令等

#### ・社会福祉法第37条

特定社会福祉法人（事業規模が※政令で定める基準を超える社会福祉法人）は、会計監査人を置かなければならない。

※施行令第13条の3…最終会計年度で、事業活動収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人

#### ・平成28年11月11日付厚労省通知

平成31年度から収益20億超又は負債40億超の法人、平成33年度から収益10億超又は負債20億超の法人へ、設置義務を拡大予定

#### ・平成30年11月2日付事務連絡

平成31年度から予定されていた収益20億超法人への拡大は、「法人の準備期間等を考慮」して延期

### (2) 会計監査人設置義務化の趣旨

- ・経営組織のガバナンス強化及び財務諸表の信頼性向上のため、規模の大きな法人に義務化
- ・背景には、税制優遇措置を受ける社福のガバナンスが機能していないという批判（開示された財務諸表に誤りが散見されていた、内部留保が多く地域に還元していないのではないか等）

### (3) 都内法人の状況（平成29年度決算）

事業活動 収益規模	法人 数	都内 分布	本部専任 常勤職員 配置率	事業活動 資金収支 差額平均	会計監査人 設置法人数
30億超	60	6%	77%	3億4300万円	60(100%)
20～30億	41	4%	73%	1億2500万円	4
10～20億	114	11%	58%	8800万円	2
10億以下	819	79%	27%	2600万円	2

（都福祉保健局HP「都内社会福祉法人の活動状況等の公表」）

### (4) 会計監査人設置費用（平成30年7月31日時点）

- ・約300～700万円（都内設置法人の約7割が左記範囲内で設置）
- ・都内平均：約500万円

（平成30年度 会計監査人設置状況に関する調査）

## 2 これまでの都の取組

### (1) 会計監査人設置モデル事業の実施（3年間 計8法人）

- ・収益10億～30億以下の法人を対象に、会計監査人設置に係る費用を200万円を上限に補助し、同規模の法人が会計監査人を設置する場合の課題及びメリット等を検証（国庫補助）
- ・平成29年度に実施した2法人と30億超の4法人にヒアリングを実施し、結果を東社協HPで公開（下記①～③参照）

#### ① 設置における主な課題

- ・会計事務専任の担当者がいないと対応は困難
- ・会計事務担当者の育成も重要
- ・会計士側のチームが固定されていないと手間がかかる。

#### ② 設置の主なメリット

- ・第三者の専門家から直接指摘されることで、役員及び職員の意識に変化が起き、改善のマインドや説明責任を果たす意識が高まった。
- ・会計の研修を実施してもらい、職員の育成につながった。
- ・法人の課題を会計監査人に伝えることで、改善に向けた具体的なアドバイスをもらうことができた。

#### ③ 設置予定法人へのアドバイス

- ・会計監査人設置の前段階から、第三者の専門家に会計やガバナンスについて見てもらうとスムーズに導入できる。
- ・社会福祉法人への理解のある人を選任したことで、限られた人員で牽制機能を高める方法など、現実的に対応可能な助言をもらうことができた。

### (2) 専門家紹介窓口の設置（東社協）

- ・社会福祉法人会計や社会福祉法人の実情に関する研修を受講した公認会計士・税理士を紹介する窓口を、東社協に設置
- ・候補者の紹介、候補者選定の支援等が可能
- ・都は、初年度の研修に係る費用を補助

## 3 課題

### (1) 本部事務体制の整備の遅れ

- ・会計監査人の設置にあたり、会計事務専任の担当者がいない場合は対応が困難
- ・担当者の会計スキルも、高いものを要求
- ・収益10億台の法人の専任常勤職員の配置率は58%

### (2) 情報の不足

- ・拡大対象となる規模の法人での会計監査人の設置例が少なく、会計監査人の設置の課題やメリット等について、引き続き収集・提供していく必要

## 4 解決の方向性（案）

### (1) 情報提供の充実

- ・契約前段階での候補者の選定から、期末監査終了に至るまでの一連の事務フローを整理した「会計監査人設置の手引き」を作成し、会計監査人設置に係る事務手続き等を見える化して、本部事務体制の整備等、設置準備を促進
- ・手引きには、設置済み法人や会計監査人からのアドバイスや、設置済み法人での実際にあった事例を多く盛り込み、会計監査未経験の法人がイメージできるよう工夫する。

### (2) 法人向け講習会の実施

- ・講習会を開催し、手引きの説明を実施（令和2年度及び設置義務拡大時）
- ・講習会終了後は、説明の要点をまとめたうえで、都内法人にデータで送付し、講習会不参加の法人に対しても、手引きの活用を促進

### (3) 専門家紹介窓口の活用促進

- ・本部事務体制に不安のある法人に対して、専門家の活用方法や活用例を周知し、内部管理体制の整備を支援